

令和8年2月10日

お 知 ら せ

課名	障害福祉課
担当	藤本、土居
内線	3601、3615
直通	086-226-7343

令和7年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会・岡山県障害者差別解消支援地域協議会を開催します

県では、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の審議等を行うため、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会、岡山県障害者差別解消支援地域協議会を次のとおり合同で開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時 令和8年2月17日（火）14：00～16：00

2 会 場 ピュアリティまきび 飛翔
(岡山市北区下石井二丁目6番41号)

3 委 員 別紙のとおり

4 議 題

- (1) 障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について
- (2) 岡山県自立支援協議会専門部会の活動について
- (3) 「第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画）」の取組状況について
- (4) 「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」に係る次期計画について

5 備 考

- ・会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の決定をした事項の審議は非公開とします。
- ・傍聴人数は10名程度(先着順)とします。（報道関係者は除きます。）
- ・傍聴の受付は、会議開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

「岡山県障害者施策推進審議会」、「岡山県自立支援協議会」、
 「岡山県障害者差別解消支援地域協議会」 委員名簿

任期: ~令和8年5月31日

	氏名	職名	施策推進審議会	自立支援協議会	差別解消協議会
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○	○
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○	○
3	臼井 進	公募委員	○		○
4	内山 透	岡山労働局職業対策課長			○
5	太田 出穂	岡山地方法務局人権擁護課長			○
6	片岡 美佐子	公募委員	○		○
7	金島 一顯	倉敷まきび支援学校長	○	○	○
8	来住 由樹	強度行動障害支援部会会長		○	
9	小寺 弘城	岡山県商工会連合会専務理事			○
10	小山 恵子	岡山商工会議所総務部長			○
11	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会理事長	○	○	○
12	竹田 航	岡山弁護士会会員			○
13	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○	○
14	問田 直美	岡山県障害福祉施設等協議会理事			○
15	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター名誉院長	○		○
16	中島 洋子	まな星クリニック院長	○	○	○
17	永田 拓	人材育成部会会長		○	
18	檜原 幸二	医療的ケア児等支援部会会長		○	
19	難場 誠二	公募委員	○		○
20	萩原 義文	就労継続支援A型事業所協議会理事長・就労支援部会会長	○	○	○
21	福田 司	岡山県議会議員	○		○
22	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○	○
23	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○	○
24	宮地 亮平	中国運輸局岡山運輸支局首席運輸企画専門官			○
25	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○	○
26	森 俊己	岡山県難聴者協会会長	○		
27	森 昌士	高梁市健康福祉部長	○		○
28	薬師寺 明子	美作大学生活科学部教授	○		○

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会・ 岡山県差別解消支援地域協議会 傍聴要領

標記会議に関する傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数の議決をもって非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は10名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、10名以内であっても傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。
- (3) 傍聴の受付は、開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い、傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携行している場合
- (3) その他会議の公正かつ円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、会場内において次のことをしてはいけません。

- (1) 開議後、みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 私語、談話、拍手等をすること。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯用電話装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の支障となるような行為をすること。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その指示に従わないときは、退場していただきます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。